

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年10月15日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

現在の実務状況に合わせるため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年一宮市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 勉学意欲があり、かつ、品行方正であると認められる者
- (3) 修学のための経済的支援の必要があると認められる者

第9条を削り、第10条を第9条とする。

第11条第1号中「傷病等」を「停学又は休学」に改め、同条第3号中「学業成績又は」を削り、同条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年一宮市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(奨学生の資格等)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受ける生徒（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者で、教育委員会の決定を受けたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学力優秀、品行方正及び身体強健である者</u></p> <p>(3) <u>経済的な理由により修学が困難である者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(成績表の提出)</p> <p>第9条 奨学生は、毎学年末に成績証明書<del>を</del>教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(異動の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>(奨学金の支給の停止)</p> <p>第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の支給を停止することができる。</p> <p>(1) <u>傷病等のため成業の見込みがないとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学業成績又は操行が著しく不良となったとき。</u></p> <p>(4) <u>正当な理由がなく、休学又は転学をしたとき。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(奨学生の資格等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>進学意欲があり、かつ、品行方正であると認められる者</u></p> <p>(3) <u>修学のための経済的支援の必要があると認められる者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(異動の届出)</p> <p>第9条 略</p> <p>(奨学金の支給の停止)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) <u>停学又は休学のため成業の見込みがないとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>操行が著しく不良となったとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(帳票)</p> <p>第11条 略</p>

一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

一宮市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年10月15日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市博物館において、一般の利用に供するギャラリーを追加することに伴い、使用料の額を定めることを市長に申し出るため、本案を提出します。

## 一宮市博物館条例の一部を改正する条例

一宮市博物館条例（昭和62年一宮市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「特別展示室」の次に「（小展示室を含む。以下同じ。）」を加え、「又は屋外展示場」を「、屋外展示場又はギャラリー」に改める。

別表第2に次のように加える。

ギャラリー	400円	500円	900円
-------	------	------	------

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第1項及び別表第2に規定するギャラリーの使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

一宮市博物館条例（昭和62年一宮市条例第26号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(施設の使用等)            第10条 特別展示室、講読室、和室又は屋外展示場（以下「特別展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。            2～4 略            別表第2（第11条関係）            【別記1、参照】            備考 略</p>	<p>(施設の使用等)            第10条 特別展示室（小展示室を含む。以下同じ。）、講読室、和室、屋外展示場又はギャラリー（以下「特別展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。            2～4 略            別表第2（第11条関係）            【別記1 参照】            備考 略</p>

【別記1】

現行

使用時間	午前	午後	午前・午後
区分			
略			

改正案

使用時間	午前	午後	午前・午後
区分			
略			
ギヤラリニ	400円	500円	900円

平成27年度 教職員定期人事異動方針について

平成27年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年10月15日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。



## 平成27年度 教職員定期人事異動方針について

### 一 宮 市 教 育 委 員 会

#### 1 方 針

愛知県教育委員会の「平成27年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- (1) 広く人材を登用し、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- (2) 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 地域及び学校間における教職員構成の均衡、充実をはかる。
- (4) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

#### 2 実施要項

- (1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- (2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮する。
- (3) 同一学校の長期勤務者についての異動
  - ア 同一学校6年以上の勤務者はその対象とする。
  - イ 新任より同一学校5年以上の勤務者を対象とする。
- (4) 同一学校の短期勤務者についての異動
  - ア 勤務年数が3年未満の者については、原則として対象にしない。
- (5) 通勤時間は片道おおむね1時間30分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。
- (6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

## 平成27年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 6 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

第71号議案

アイプラザー宮の管理に係る指定管理者の指定について

アイプラザー宮の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年10月15日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

アイプラザー宮指定管理者選定委員会において、アイプラザー宮の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例（平成26年一宮市条例第17号）第2条に規定する次の施設

名 称	位 置
アイプラザー宮	一宮市若竹3丁目1番12号

2 指定管理者として指定する共同事業体の名称並びに代表構成団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

(1) 共同事業体の名称

JN共同事業体

(2) 代表構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
株式会社JTBコミュニケーションズ	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	代表取締役 坂本 典幸

(3) 構成団体

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の職・氏名
株式会社NTTファシリティーズ東海支店	名古屋市熱田区五本松町7番30号	取締役東海支店長 松原 和彦

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年10月15日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
31	あいち子どもわくわく企画 代表 おさの たまみ 萩野 珠美	わくわく！理科教室	・子どもに理科の実験を通じて理科の楽しさを体験してもらう教室 ・一宮市在住の保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者80名	平成27年 3月26日(木)	尾張一宮駅前ビル2階 大会議室	100円 (保険代)	(7)
32	NPOつなひび 代表 とくだ ひろみ 徳田 洋美	一宮子どもと教育を語るつどい	・講演 「子どもによりそうステキな子育て」 講師 岩倉政城 氏 参加予定者 300名	平成27年 2月15日(日)	尾西グリーンプラザ	無料 保育のみ おやつ代 100円	(4) (6)
33	尾西信用金庫 理事・業務推進部長 たかま まさみち 高間 正道	冬休み特別企画 一宮市内囲碁クラブを持つ小学校児童および近隣小学校児童を対象とした囲碁教室および書道教室	・一宮市内の囲碁クラブを持つ小学校児童および近隣小学校児童を対象とした囲碁教室および書道教室 参加予定者50名	12月23日(祝・火)	尾西信用金庫 本部6階	無料	(7)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
52	愛知県立一宮高等学校 校長 さわだ しゆき 澤田 喜之	第3回一宮高等学校 ファッション創造科 卒業研究発表会	ファッション創造科の学生 が3年間の成果を披露す る発表会	平成27年 1月24日(土)	一宮市民会館	無料	(2) (6)
53	愛知県立木曾川高 等学校 校長 いわた ひろかみ 岩田 博文 主催 木曾川高等学校ブ ラスバンド部後援会	木曾川高校プラス バンド部第28回定 期演奏会	プラスバンド部による演 奏会	平成27年 1月11日(日)	尾西市民会館	無料	(2) (6)
54	劇団シンデレラ 代表 いとう ともこ 伊藤 朋子	劇団シンデレラ30 周年アニバーサリ ー公演「メイド イン サンタ」	親子で楽しめるオリジナ ルミュージカル	12月14日(日)	一宮市青年の 家	無料	(6)
55	ののはな太鼓 代表 くさや けいこ 葛谷 恵子	プロ和太鼓集団によ るワークショップ「太 鼓を学ぼう」～“志多 ら”といっしょに～	和太鼓を演奏する体験を 通して障害児・者と交流 し、障害を理解するワー クショップ	平成27年 3月29日(日)	木曾川庁舎2 階 講堂	無料	(6)
56	家庭倫理の会一宮 市 会長 おおいし やすこ 大橋 ヤスコ	わくわく子育てセミ ナー	和やかな家庭づくりをテ ーマにしたセミナー	11月15日(土) 平成27年 2月21日(土)	一宮市民会館	有料 200円	(6)



一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
28	尾張剣道連盟 会長 おおわかしょうたろう 大脇正太郎	第33回尾張中学校 新人剣道大会	尾張地区中学校の男女剣 道部による団体トーナメ ント戦	12月6日(土)	一宮市総合 体育館	無料	(6)
29	一宮市スキー連盟 会長 えきまことしゅう 江崎敏雄	第53回一宮スキー 学校 妙高会場	一宮市及び近郊に在住 在勤 在学の方を対象と したスキースクール 募集人員 前期76名 後期40名	(前期) 12月28日(日) ~12月31日 (水) (後期) 平成27年 1月2日(金) ~1月4日(日)	妙高高原 池の平温泉 スキー場	前期:大人 45,000円、 小中学生 41,000円 後期:大人 35,000円、 小中学生 29,000円	(3) (6)
30	一宮市卓球協会 会長 うめはらかずあき 梅原一晃	平成26年度濃尾平 野オープン卓球選 手権大会	中学2年生以下の男女別 による団体戦	12月23日 (祝・火)	一宮市総合 体育館	1チーム 2,500円	(3) (6)
31	一宮市卓球協会 会長 うめはらかずあき 梅原一晃	平成26年度冬季一 宮市卓球大会	市内在住・在勤・在学 の方で、小学生男女別個人 戦はA、Bクラス、中学生 は男女別団体戦、一般男 女別団体戦はA~Cクラ スで予選リーグ後、決勝 トーナメントを実施す る。	平成27年 2月14日(土) ~2月15日 (日)	一宮市総合 体育館	中学生 1チーム 2,000円 一般 1チーム 3,000円 小学生 無料	(3) (6)
32	尾張西部軟式少年 野球NBVリーグ 顧問 まつだ いまお 松田 功	尾張西部軟式少年 野球NBVリーグト ーナメント大会	6年生を中心としたコリ ャグ、5年生を中心とした5 年生リーグ、3、4年生を中 心としたマッパリーグ別に分 けたトーナメント戦	11月8日(土) ~平成27年 2月初旬期間 内土曜日	平島公園野 球場	無料	(6)